

新見市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等
利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、平成30年7月豪雨（以下「災害」という。）により住宅に被害を受けた者（以下「被災者」という。）が災害により被害を受けた住宅の速やかな復興を図り、もって被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、予算の範囲内において新見市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、居住の用に供するため、被災日から起算して2年を経過する日までの期間に普通銀行、信用金庫、農林中央金庫等の預貯金取扱金融機関及び住宅金融支援機構（以下「金融機関」という。）へ災害の復興対策を目的とした住宅融資（以下「資金融資」という。）の申込み（以下、「申込」という。）を行い、市内で住宅の建設、購入または補修するものであり、かつ、原則として令和3年12月31日までに利子の支払が開始するものを対象とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付決定を受け補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別表1に掲げる要件を満たす者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、別表2に掲げるものに限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に係る融資の1月1日から12月31日までの間に金融機関に支払った利子額（金融機関の融資額又は利率が別表2に定める融資対象限度額又は利子補給率を越える場合は、別表2に定める融資対象限度額又は利子補給率を融資額又は利率として算定し、1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てた額）とする。ただし、各補助対象者の補助開始年度の補助金額にあつては、補助事業に係る資金融資の最初の利子支払の日から補助開始年の12月31日までの間に金融機関に支払った利子額（金融機関の融資額又は利率が別表2に定める融資対象限度額又は利子補給率を越える場合は、別表2に定める融資対象限度額又は利子補給率を融資額又は利率として算定し、1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付期間は、最初の利子支払の日から起算して10年間又は10年以内の最終の利子支払の日までとする。

(交付認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、被災日から起算して2年を経過する日までの期間に、新見市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給補助金交付対象認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の利子補給補助金交付対象認定申請書の提出があった場合は、内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに補助事業者として認定し、新見市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給補助金交付対象認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 補助事業者は、認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに新見市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給補助金交付対象認定変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
（交付申請等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、新見市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給補助金交付申請書（様式第4号）を毎翌年2月15日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、適正であると認めたときは、当該年度に交付すべき補助金の額を確定し、新見市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第8条 前条第2項の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者は、新見市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給補助金交付請求書（様式第6号）により、補助金の支払いを請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、内容を審査し、適正であると認めたときは、3月末日までに当該補助金を交付するものとする。

（報告、調査及び指示）

第9条 市長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、当該住宅に係る帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

（認定の取り消し等）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 補助金の交付の対象となった借入金をその目的以外の用途に使用したとき。

（2） 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

（3） その他不正な事実があったとき。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

区分	補助事業者
住宅の建設 新築住宅及び中古住宅（新築マンション及び中古マンションを含む。）の購入	災害の際、現に自ら居住していた住宅又は自己の所有する住宅が全壊し、大規模半壊し、又は半壊した者
住宅の補修	災害の際、現に自ら居住していた住宅又は自己の所有する住宅に被害が生じた者

別表2 (第4条、第5条関係)

融資対象限度額			利子補給率
(1) 住宅の建設の場合			年 0 . 6 3 パーセント以内で当該資金融資の年利（複数の年利の資金融資を受けている場合は、年利の低い順に充当したときのそれぞれの年利）を限度とする。
【令和元年 9 月 3 0 日までの申込の場合】			
建設資金	土地取得資金	整地資金	
1 6 , 5 0 0 千円	9 , 7 0 0 千円	4 , 4 0 0 千円	
【令和元年 1 0 月 1 日以降の申込の場合】			
建設資金	土地取得資金	整地資金	
1 6 , 8 0 0 千円	9 , 7 0 0 千円	4 , 5 0 0 千円	
※被災親族同居（申込本人と別住宅に居住していた親族関係にある者が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居することをいう。以下同じ。）の加算がある場合は、建設資金の限度額に 6 , 3 0 0 千円（令和元年 1 0 月 1 日以降の申込の場合にあっては 6 , 4 0 0 千円）を加算する。			
※土地取得のみを目的とした資金融資は補助対象とならない。			
(2) 新築住宅及び中古住宅（新築マンション及び中古マンションを含む。）の購入の場合			
【令和元年 9 月 3 0 日までの申込の場合】			
購入資金			
2 6 , 2 0 0 千円			
【令和元年 1 0 月 1 日以降の申込の場合】			
購入資金			
2 6 , 5 0 0 千円			
※被災親族同居の加算がある場合は、限度額に 6 , 3 0 0 千円（令和			

元年１０月１日以降の申込の場合にあっては６，４００千円）を加算する。

(３) 住宅の補修の場合

【令和元年９月３０日までの申込の場合】

補修資金	整地資金	引方移転資金
７，３００千円	４，４００千円	４，４００千円

【令和元年１０月１日以降の申込の場合】

補修資金	整地資金	引方移転資金
７，４００千円	４，５００千円	４，５００千円

※整地資金及び引方移転資金の資金融資を受ける場合は、限度額は合計で４，４００千円（令和元年１０月１日以降の申込の場合にあっては４，５００千円）とする。

(４) 住宅の建設（リバースモーゲージ）の場合

【令和元年９月３０日までの申込の場合】

建設資金	土地取得資金	整地資金
２１，６００千円	９，７００千円	４，４００千円

【令和元年１０月１日以降の申込の場合】

建設資金	土地取得資金	整地資金
２２，０００千円	９，７００千円	４，５００千円

※被災親族同居の加算がある場合は、建設資金の限度額に６，３００千円（令和元年１０月１日以降の申込の場合にあっては６，４００千円）を加算する。

※土地取得のみを目的とした資金融資は補助対象とならない。

(５) 新築住宅及び中古住宅（新築マンション及び中古マンションを含む。）の購入（リバースモーゲージ）の場合

【令和元年９月３０日までの申込の場合】

購入資金
３１，３００千円

【令和元年１０月１日以降の申込の場合】

購入資金
３１，７００千円

※被災親族同居の加算がある場合は、限度額に６，３００千円（令和元年１０月１日以降の申込の場合にあっては６，４００千円）を加算する。

(６) 住宅の補修（リバースモーゲージ）の場合

【令和元年９月３０日までの申込の場合】

年２．１２パーセント以内で当該資金融資の年利（複数の年利の資金融資を受けている場合は、年利の低い順に充当したときのそれぞれの年利）を限度とする。

補修資金	整地資金	引方移転資金
7, 3 0 0 千円	4, 4 0 0 千円	4, 4 0 0 千円
【令和元年10月1日以降の申込の場合】		
補修資金	整地資金	引方移転資金
7, 4 0 0 千円	4, 5 0 0 千円	4, 5 0 0 千円
※整地資金及び引方移転資金の資金融資を受ける場合は、限度額は合計で4, 4 0 0 千円（令和元年10月1日以降の申込の場合にあっては4, 5 0 0 千円）とする。		